

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 東京都公害防止資金貸付け等に関する規則を廃止する規則

公布年月日・番号 平成16年4月2日・東京都規則第190号

1 概要

本規則に基づく中小企業等への財政支援制度は、公害防止資金の貸付け及び融資あっせん等で構成されていた。このうち、貸付けについては平成8年度から制度が廃止され、融資あっせんについては平成13年度から産業労働局が所管する「東京都中小企業制度融資」に統合された。よって、現行規則の役割が終了したため、廃止する。

ただし、現行規則に基づく貸付金の収納事務及び融資あっせんによる融資に係る利子額の補給事務は今後も継続することから、現に現行規則に基づき貸付け又は融資あっせんによる融資を受けている資金については現行規則廃止後もなお効力を有する旨を附則で規定する。

2 施行期日

平成16年4月2日（公布の日）

3 問い合わせ先

環境局環境改善部計画課収納担当係長

直通電話 03(5388)3448

都庁内線 42-318